

令和4年6月2日

1年生の保護者の皆様

多摩市立西落合小学校
校長 池田 泰章

タブレット端末等の持ち帰りについて

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本校では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う対応として、対面授業とご家庭でのオンライン学習による児童の学びの機会の確保を行うべく、1人1台のiPadの持ち帰りも実施しております。

iPadを貸与するにあたっての注意点は下記のとおりとなります。活用にあたって、あらかじめご確認いただきますようお願いいたします。

1. タブレット端末等の持ち帰りに関する配布資料

iPadの持ち帰りあたって、以下の資料を配布いたしましたので、ご確認ください。「(3)教育用タブレット端末及びGoogle Workspace for Education等のクラウドサービスの利用に関する同意書」「(4)教育ICT機器利用申請書」の必要箇所に記入の上、ご提出ください。「(6)教育ICT機器貸与証」(黄)につきましては、ICT機器の持ち帰りを希望される方のみ、必要箇所に記入の上、ご提出ください。いずれも、6月8日(木)を提出期限とさせていただきます。

- (1) タブレット端末等の持ち帰りについて(本紙)
- (2) 多摩市教育委員会家庭学習のための教育ICT機器貸与事業運営要綱
- (3) **教育用タブレット端末及びGoogle Workspace for Education等のクラウドサービスの利用に関する同意書(全員提出)**
- (4) **教育ICT機器利用申請書(全員提出)**
- (5) 教育ICT機器利用申請書記入例
- (6) **教育ICT機器貸与証(黄)(持ち帰り希望者のみ提出)**
- (7) 教育ICT機器貸与証記入例
- (8) 西落合小学校「タブレット使用のルール」について

また、下記に示した「(9)iPadの使い方」「(10)iPadのWi-Fi接続」「(11)ロイロノート・スクール基本操作」については、ホームページでの掲載のみとなりますので、必要に応じてご参照ください。

- (9) iPadの使い方
- (10) iPadのWi-Fi接続マニュアル
- (11) ロイロノート・スクール基本操作

2. ICT 機器の持ち帰り（貸し出し）手続きの流れ

- (1) ご家庭のインターネット環境接続テストを行うための試行持ち帰り期間

【令和4年6月2日（木）～6月5日（日）】

今後の休校等の措置に備えるため、学校にてお子様に貸与している iPad をお持ち帰りいただき、ご家庭でお持ちのインターネット環境に接続できるかをお試しく下さい。持ち帰りを希望される場合は、必要事項を記入のうえ、6月8日（木）までに各担任へ提出してください。



合わせて、インターネット環境等に関するアンケートについて、Google Form を活用した、「通信環境アンケート」への回答をお願いいたします。上のQRコードからアクセスし、6月8日（木）までに回答するようお願いいたします。

- (2) 希望者の iPad 持ち帰り開始

- ・学年で、iPad の持ち帰りの実施を判断し、ご家庭で iPad を活用して学習を行います。
- ・学校で使用できるようにご家庭で iPad の充電をお願いいたします。

- (3) モバイルルーターの貸し出しについて

ご家庭にインターネット環境がなく、iPad をインターネットに接続ができない場合には、モバイルルーターの貸し出しを行います。ただし、通信に必要な SIM カードは付属しておりません。そのため、ご家庭で通信会社と別途ご契約いただき SIM カードをご用意いただく必要がありますので、ご注意ください。また、モバイルルーターの台数に限りがあるため、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3. 貸与機器の注意点

- (1) iPad

- ・新規のアプリのインストール等は制限させていただいております。
- ・インターネットで検索にあたっては不適切なサイトのフィルタリングを行うよう設定されておりますが、不適切コンテンツを 100%制限はできませんのでご注意ください。
- ・パスコード（iPad を使用する際の 4 桁の数字）が設定されております。連続してパスコードの入力を間違えると、パスコードロックがかかり端末が使用できなくなりますので、ご注意ください。
- ・学習を目的として整備しているものとなりますので、それ以外の用途には使用しないようお子様とお話してください。

- (2) 充電器の貸し出しについて

iPad の充電器は、ご家庭にある物を代用することができます。その場合は、Apple 社純正の充電器をご利用ください。純正のもの以外を使用した場合、故障の原因となり、保険に加入していても対象外となる場合があります。また、iPad をパソコン等の他の機器と接続することが絶対に無いようご注意ください。

- (3) その他

- ・タブレット端末等の使用にあたっては、健康への留意や事故防止の観点から適切に使用するようお

子様とお話してください。

- ・貸与する端末等は、市の財源を用いて購入した教育機器です。大切にお取り扱いください。
- ・ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

4. 「教育 ICT 機器貸与証」に関するお願い

教育 ICT 機器の持ち帰りを希望される方は、「教育 ICT 機器貸与証」(黄)の作成にご協力をお願いいたします。「教育 ICT 機器貸与証」(黄)に以下の3点をご記入の上、「教育 I C T 機器利用申請書」と合わせてご提出ください。

(1) 氏名

お子様のお名前をご記入ください。

(2) タブレットシリアルナンバー

タブレット背面に記載されたシリアルナンバー(12桁)の記入をお願いします。「教育 ICT 機器利用申請書」のシリアルナンバーを転記して頂いても構いません。

(3) チェック欄

貸出を希望する項目にチェックを入れてください。

「教育 ICT 機器貸与証」(黄)は、学校で内容を確認後、日付と担任確認印を押して改めてご家庭に返却いたします。返却後は、ご家庭で保管してください。

[問い合わせ先]

多摩市立西落合小学校

副校長 森田 真好

電 話 042-374-0574

FAX 042-337-7644